

関薬協発第484号

平成30年12月25日

会 員 殿

大阪府中央区伏見町2-4-6

関西医薬品協会

「カナダライフサイエンスセミナー」の開催について

～カナダの薬事規制と自由貿易協定の最新情報～

この度、在日カナダ大使館、在大阪カナダ通商事務所では、2月13日（水）にカナダライフサイエンスセミナーと題して、別添のとおりセミナーを開催することとなり、関西医薬品協会も協力を行うことになりました。

つきましては、参加希望の方は、別添を参照の上、カナダ大使館のイベント申込みフォームにてお申込みいただきますようご案内申し上げます。



平成31年1月

カナダ ライフサイエンスセミナーのご案内

この度、在日カナダ大使館、在大阪カナダ通商事務所は、カナダ ライフサイエンスセミナー「カナダの薬事規制と自由貿易協定の最新情報」を開催する運びとなりました。

本セミナーでは、カナダの薬事専門家を招聘し、カナダの医療制度、薬事規制および製薬業界の現状や最近締結された新 NAFTA（米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA））などカナダを取り巻く自由貿易協定が製薬業界にもたらす影響について講演を行います。そのほか、北米での事業立ち上げにかかわる法務・税務などの概要についても講演します。

セミナーに引き続き、ネットワーキングレセプション・名刺交換会も開催いたしますので併せてご参加いただけますようご案内申し上げます。

ご多用中とは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

- 記 -

日時：平成31年2月13日（水）14:00 – 17:00

場所：ホテル日航大阪 7階 フォンタナ（〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋1丁目3-3）

協力：関西医薬品協会

対象者：ライフサイエンス分野での海外展開・共同研究をお考えの企業様、および大学、研究機関、病院の皆様。一般・学生の方は対象外とさせていただきます。

備考： 参加費無料、日英同時通訳付き

お申し込み：

下記ウェブリンクの、「イベントフォーム」からご登録ください。追って受講のお知らせをお送り申し上げます。

「イベントフォーム」内の「イベントコード」の欄には、大阪『0213』とご記入下さい。

https://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/events-evenements/event_form-formulaire_evenement.aspx?lang=jpn

1社から複数のご参加を頂く場合はお一人ずつのご登録をお願いいたします。ご登録のない方は、当館警備規定によりご入館いただけませんのでご注意ください。また、会場の都合上、やむを得ずご参加いただけないこともございますのでご了承ください。

締め切り：2019年2月8日（金）

プログラム



13:30	受付開始
14:00-14:10	開会の辞
14:10-15:10	「カナダにおける医薬品商業化の概要について」 Innomar Strategies 社 副社長/コンサルティング・事業開発 サンドラ・アンダーソン氏
15:10-15:40	「カナダへの投資に際しての主要な規制や注意点について」(仮) Torys 法律事務所
15:40-16:10	「日本とカナダを取り巻く自由貿易協定が製薬業界に及ぼす影響とは」(仮) Torys 法律事務所
16:10	名刺交換会
17:00	閉会

*プログラム及び講演者は、予告無く変更されることがございます。予めご了承下さい。

講演概要

Innomar Strategies 社

副社長/コンサルティング・事業開発 サンドラ・アンダーソン氏



本講演では、Innomar Strategies 社で副社長を務める Sandra Anderson 氏が、カナダの医療制度および製薬業界の現状について、医療技術の承認取得、診療報酬、商業化プロセスを中心に、その概要を述べる。また、カナダのバイオ医薬品市場に投資する際に重要となるポイントについて概説する。さらに、業界の意思決定者や、カナダおよび外国籍企業が医薬品の承認を取得するために必要な手順も明らかにする。カナダへ進出する外国籍のバイオ医薬品企業の商業化プロセスを支援する Innomar Strategies 社の具体的な取り組み例については、がん、希少疾患、スペシャルティバイオ医薬品の領域におけるケーススタディーを通じて紹介することになっている。本業界における幅広い経験を踏まえ、カナダの医薬品市場に参入する企業に向けて、ベストプラクティスおよび期待される点について自身の見解を述べる。

Sandra Anderson 氏は 20 年以上にわたる製薬および臨床における経験を活かし、Innomar Strategies 社で薬事、診療報酬、医療経済、市場アクセス、事業開発、マーケティング、ステークホルダー関連業務に従事する多様性に富



んだ 60 名のチームを統括している。同社においては、診療報酬、健康アウトカム、医薬品安全性監視、人材教育、患者支援プログラム、新規事業開発など多くの分野で指導的役割を担ってきた。同氏は統合医療モデルを支持し、医療連携の重要性、顧客満足度の向上を強く訴えている。カナダの医療業界およびスペシャルティ医薬品が果たす役割に関する造詣が深く、希少疾患と市場アクセスに関する高度な専門知識を有する。マックマスター大学で BA を取得後、国際マーケティングを専攻し MBA を取得している。また、CCRA（認定 CRA）の資格を有する。

Torys LLP

Torys LLPは、カナダの国際企業法律事務所であり、トロント、カルガリー、ニューヨーク、モントリオール、ハリファックスにオフィスを構え、カナダ、米国、世界の顧客にサービスを提供している。2015年に公的機関投資家の直接取引に関するアドバイスに関してトリーは第1位となった。

本講演では、貿易協定（NAFTA新協定（USMCA）、カナダEU包括的経済貿易協定（CETA）、環太平洋パートナーシップ協定(TPP11/CPTPP)）に特有の問題と製薬業界に関わる現在の法的問題の概要を議論する。